

天海訴訟を支援する会

ニュース 2025/6/11 No. 51

〒262-0032 千葉県花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/> amagaisoshou@gmail.com

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」 通信
欄に「会費」「カンパ」等一言

**「天海訴訟」の最高裁での
口頭弁論に多くの皆さんの
結集をお願いします。**

**2025年6月26日(木)午後1時集合
最高裁判所第一小法廷（西門）**

所在地 〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号([地図はこちら](#))
交通機関 地下鉄 永田町駅4番出口 半蔵門駅1番出口 下車徒歩5分

★13時30分裁判所前で集会訴え

★14時00分 傍聴抽選締切

★15時開廷 第1小法廷

★報告集会

・日時 6月26日(木)16時10分

・場所 参議院議員会館101号室

最高裁判所第1小法廷 裁判官のみなさま

2025年 6月26日 原告 天海正克

私は、2014年7月13日に65歳になりました。

千葉市から「介護保険を申請するように」と2度ほど言われましたが、私は加齢に伴い要介護状態となった高齢者の日常生活を支援する「介護保険」は申請せず、それまで受けていた、日常生活・社会生活の支援により、社会参加の機会の確保を目的とする「障害者福祉」の更新を申請しました。

ところが千葉市は障害者福祉の更新を却下し、8月1日からそれまで受けていた月70時間の居宅介護をすべて打ち切りました。日常生活に介護が不可欠な重度の障害者が、全ての介護サービスを打ち切られ、まるで砂漠の真ただ中に放り出されてしまったような仕打ちを受け、さらに生活を維持するため全額自己負担で介護を受けると月14万の利用料がかかってしまいました。

地方自治体の役割はその住民の安全な生活の維持と、福祉の向上に努めることにあると思いますが、千葉市は障害者の生活を顧みず「行政の手續に協力しない障害者はこのような仕打ちは当然であり、千葉市から出ていけ」と言わんばかりの態度でした。

障害者権利条約や障害者総合支援法の規定にあるように、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。私が問うているのは、要介護認定調査への申請をしないことを理由に、障害者の日常生活に必要な福祉サービス

をすべて打ち切ってよいのか。自治体が障害者の生存権保障を放棄してよいのかということです。

障害者が自立した社会参加を望むのであれば、障害福祉65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることが許されないことだと思います。東京高裁では、障害者権利条約や障害者総合支援法の理念に沿った判決でした。

また介護保険に移行すると、1割の利用料負担がかかってしまいます。障害者自立支援法が成立したとき、障害者福祉にも介護保険と同様に利用料負担が生じました。しかし全国の障害者や家族等が「なぜ食事や買い物・着替えなどに金がかかるの」「障害が重いほど利用料がかかる応益負担に反対」と運動が広がり、全国から障害者自立支援法訴訟が起こされる中で、非課税世帯の障害者福祉の利用料は無料となりました。しかし65歳で介護保険に移行することで利用料負担が復活してしまいます。

働く機会がきわめて少ない障害者にとって、高齢になっての新たな負担は毎日の生活を脅かします。障害者が必要な介護を受け、いきいきとくらしていけるように最高裁判所の公正な判断をお願いいたします。



令和5年（行ヒ）第276号 行政処分取消等請求事件

上告人 千葉市

被上告人 天海正克

弁論要旨

被上告人訟代理人弁護士 坂本 千花

1 本件事案の経緯

ここにいる天海正克さんは、昭和24年7月13日生まれの千葉市民です。65歳になる前から、障害者総合支援法の居宅介護サービスを月70時間利用していました。天海さんは、非課税世帯なので、居宅介護サービスは無償でした。

ところが、平成26年に65歳になるのを機に、千葉市から介護保険法の訪問介護サービスを利用するように言われ、要介護認定の申請をするよう要請されました。千葉市からは、介護保険法の訪問介護を利用できる部分は支給しないけど、介護保険では不足する分については、障害者総合支援法の居宅介護サービスを支給すると言われました。天海さんは、介護保険を利用することで、これまでと同じサービスが受けられなくなったり、15,000円の自己負担が生じることが不当だと思い、平成26年7月8日、障害者総合支援法の居宅介護サービス70時間の支給申請をしました。しかし、平成26年8月1日、介護保険法による給付が受けられる量が算定できないとして、障害者総合支援法の居宅介護が受けられる可能性がある部分も含めて、天海さんの申請は、全て却下されてしまいました。

これが本件訴訟で問題となっている処分です。

2 天海さんの主張

天海さんの主張は、一言でいうと「生きる権利を奪わないで！」ということです。

障害のある人が障害のない人と平等に尊厳を保って生きることが、憲法25条だけでなく、わが国が批准している障害者権利条約5条でも保障されている権利です。

障害者権利条約5条1項では「締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める」と規定しています。障害があるというだけで、不当に生きる権利を奪われることのないためにも、我々司法の役割が存在しています。

甲51号証でも提出している「EQUALITY」の図では、3名全てに対して、同じ高さの台を提供しています。一見、これこそが「平等」であるかのように思えます。でも、一番左の人は、台がなくても十分野球観戦ができるのに、一番右の人は、台が一つだけ提供されたところで野球観戦ができません。これに対して、「EQUALITY」の図では、それぞれの身長に応じて、それぞれ

必要な台を提供しています。一番左の人は台がなくても野球観戦ができるので、台を提供しなくても良いのですが、逆に、一番右の人には2つ台を提供して、ようやく全ての人が平等に野球観戦を楽しむことができるようになります。これが、本来の意味の「平等」なのです。

最高裁判所の裁判官にお願いがあります。障害者が、障害のない人と平等に生きるために支援を受けることを、我儘だと思わないでください。誰もが平等に生きる権利を有しているということなのです。

3 自立支援給付に相当するものの量の算定の「要否」と「可否」について

千葉市は、天海さんの自立支援給付の申請に対する支給量の算定に際し、天海さんが介護保険法の要介護認定を受けなくても、「受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量の算定」をすべきでした。

障害者総合支援法7条では、「自立支援給付は…、介護保険法の規定による介護給付…のうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは…その限度において、行わない。」と規定しています。仮に却下が許されるとしても、介護保険法の規定による給付を受けられる限度に限られるので、千葉市は、自立支援給付に相当するものの量の算定しなければならなかったはずでした。

また、千葉市は、天海さんの申請を全て却下しなくても、大まかにでも介護保険を利用できる部分を算定することができたはずでした。介護保険で給付できる量は、本人の状況か

ら大まかに算定することができずし、介護保険と障害者総合支援法を併給している事例を参考にしたり、ソフトに入力すれば算定できます。介護保険を担当している部署に問い合わせることもできたはずでした。また、暫定的な支給決定をしても、不都合はありません。

4 結論として、本件処分は天海さんの生存権を侵害するものと言えます。

千葉市は、自立支援給付の申請を受けた行政庁として、自立支援給付に相当するものの量の算定すべきであり、算定することが可能でした。それにも関わらず、おおよその支給量を算定することも試みず、短期間の暫定的な決定をする余地も検討せず、天海さんの申請を全て却下しました。

最終的に、平成26年8月1日から同年9月2日までの間、天海さんに対する介護給付費が一切支給されない空白の期間が生じ、天海さんの生命を危うくする事態が生じています。適切な裁量権の行使を怠ったと言え、本件処分は生存権を侵害する違法な処分であるとの評価を免れません。

本件処分は、憲法25条で保障されている天海さんの生存権を侵害する違法な処分であり、最後の人権保障の砦である司法機関によって取り消されるべきです。

最高裁判所は、最後の人権保障の砦として、是非、天海さんの生きる権利を護ってください。

「最高裁判所に、天海さんが受けた千葉市の2つの暴挙に対する
平等・人権にもとづく公正な判決をもとめる」

**団体署名を6月19日15時30分に
最高裁判所第1小法廷へ届けます。
ご協力をよろしくお願いします。**

千葉地方裁判所 民事第3部合議5係 御中

私たちは千葉地裁の原告 天海 正克さん（71歳）の事件において裁判所が原告の声に耳を傾け、適切な審理の上、判決を下されることを切に望みます。

天海さんが65歳になった時、介護保険に申請をしなかったとしたとして、千葉市は障害者福祉サービスの支給を打ち切りました。2015年当時、住民税非課税の障害者の場合、障害福祉は利用料無料なのに対し、介護保険サービスを利用すると必ず1割の利用料を負担しなければなりません。しかし、障害者に対する就労保障や所得保障は不十分であり、健常者と同じように老後の資産形成（貯蓄）を行うことは困難です。こうした中で、負担が求められれば、障害者は生活費を削るか、必要でもあってもサービスの受給抑制をしなければならなくなります。

そもそも、障害者が65歳になっても、身体の状態や生活環境等に変化はありません。また、天海さんは介護保険制度への移行を望んでいませんでした。厚生労働省もこうした場合、勸奨の継続を求めています。しかし、千葉市は天海さんの意思や生命の危機を顧みることなく、支援を打ち切りました。同様の対応をした自治体は岡山市のみであり、同市は2018年 浅田訴訟に敗訴しています。

また、障害者に認められる障害福祉サービスの給付量は生活を維持するうえで最低限の量に過ぎません。障害者が介護保険に移行した場合であって、サービス支給時間が障害福祉利用時より減少した場合、障害

福祉サービスの上乗せを認めているのもこうした理由からであり、支給量が減った場合、障害者は当たり前の生活を維持できなくなります。

千葉市は、行政の意向に従わないという理由で、天海さんの生存権を脅かし、個人の尊厳を大きく傷つけました。こうした対応は、年齢等による障害者差別であり、市民の生活を守る自治体の責務に反すると言わざるを得ません。貴裁判所におかれましては、証拠と事実を慎重にご検討いただくとともに、以下の要望も考慮の上、判決を下さるよう、重ねてお願い申し上げます。

【要望項目】

1. 浅田訴訟の先例にならい、介護保険制度に申請しないことを事由に障害福祉サービスを打ち切ることを承認しないで下さい。
2. 障害福祉サービスは障害者が日常生活を送るために必要最低限の支援を給付するものです。判決にあたって、この給付の削減がされた場合、障害者は最低限の生活を維持することが困難になるという実態を十分に踏まえてください。

団体署名は天海訴訟の判決が出るまで続けます。

天海訴訟 最高裁での 口頭弁論傍聴と報告集会

2025年6月26日(木) 第一小法廷／参議院議員会館 101

天海訴訟は、2014年、介護サービスではなく、障害福祉サービスの継続を求めた天海さんの尊厳・平等・人権をふみにじり、障害福祉サービスを打ち切った千葉市の対応を不服として、2015年11月千葉地裁に提訴したことに端を発します。

千葉市の暴挙はこれにとどまらず、住民の命や人権にかかわる障害福祉制度、介護保険制度を運営する立場にありながら、丁寧かつ慎重であるべき行政対応を怠り、また地方自治体のあり方の根幹にかかわる障害者間の不均衡を回避しなかった責任を顧みず、2023年4月、東京高裁の判決を不服として上告受理申立てを行いました。

そこで、「天海訴訟を支援する会」は、改めて、最高裁判所に対して「千葉市の2つの暴挙に対する平等・人権にもとづく公正な判決をもとめる」団体署名を始めました。

つきましては、**6月19日(木)午後3時半から、団体署名提出とともに最高裁判所への要請行動**を実施します。

そして、**6月26日(木)午後3時から第一小法廷にて最高裁で口頭弁論が行なわれます。**

期日当日の口頭弁論傍聴とともに、終了後には報告集会を開催します。最高裁での口頭弁論傍聴と併せて、みなさまのご参加、ご支援を心からお願いいたします。

2025年6月26日(木) 口頭弁論傍聴・報告集会

●口頭弁論の報告集会は、オンライン配信・手話通訳あり

※参加申し込みアドレス <https://forms.gle/yTdo8j6GMjPN4MHQ7>

○最高裁での口頭弁論の傍聴

13:30 裁判所前で集会と訴え(最高裁西門) 14:00 傍聴抽選(傍聴席は44席/内、車いす6席)

15:00 開廷(第一小法廷)～15:30 終了見込み

○最高裁判所へのアクセス：永田町駅【地下鉄半蔵門線・有楽町線・南北線】南門・西門まで
徒歩約5分(4番出口から青山通りを三宅坂交差点(東)方向へ、2番出口も同程度)

○報告集会(会場：参議院議員会館101号室)：16:10～18:10

※会館入り口で支援する会担当者から入館証を受け取ってください

16:10 開会挨拶 天海訴訟を支援する会 代表：八田英之氏

16:25 弁護団報告 / 質疑応答 / 天海さん意見陳述報告

17:15 行動提起 / 発言 / 閉会挨拶 / 18:10 終了

※口頭弁論の抽選に外れた方は、14:30より報告集会の会場で待機いただけます。

参議院議員会館

地下鉄有楽町・半蔵門・南北線「永田町」下車
1番出口(エレベータ有)よりすぐ。
または、地下鉄丸ノ内・千代田線「国会議事堂前」下車1番出口から徒歩5分

天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5-417-22
幕張グリーンハイツ109 障千連内
TEL-FAX:043-308-6621 <http://amagai65.iinaa.net/>
amagai.soshou@gmail.com

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

〒102-0084
東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館
エデュカス東京5階 日本障害者センター内
TEL:03-6272-5347

